1. 社債等に関する業務規程(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

新

(一般債の範囲)

第8条の2機構は、次に掲げるもの(前条に規定 するものを除く。以下この条において「一般社債 等」という。)のうち、法第13条第1項の規定に 基づき機構がその発行者の同意を得たもの(当該 一般社債等の発行の決定において、当該決定に基 づき発行する一般社債等の全部について法の規定 の適用を受けることとする旨を定めたものに限 る。) であって、かつ、次項に掲げる要件に該当す るものを、一般債として社債等振替業において取 り扱う。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) 法第2条第1項第10号に規定する資産の流動 化に関する法律に規定する特定目的信託の受益 権(同法第230条第1項第2号に規定する社債 的受益権(以下「社債的受益権」という。)に限 <u>る。)</u>

2 (略)

(加入者との契約)

第 26 条 口座管理機関は、第 24 条の規定により加│第 26 条 口座管理機関は、第 24 条の規定により加 入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次 に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)~(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第13号 に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規 定する加入者に対して、当該加入者の上位機関 が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は 第81条第2項(これらの規定を法第113条、第 115条、第117条、第118条、第120条、第121 条、第124条及び第127条において準用する場 合を含む。)に規定する義務の全部の履行を連帯 して保証すること。

(6) • (7) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

旧

(一般債の範囲)

第8条の2 機構は、次に掲げるもの(前条に規定 するものを除く。以下この条において「一般社債 等」という。)のうち、法第13条第1項の規定に 基づき機構がその発行者の同意を得たもの(当該 一般社債等の発行の決定において、当該決定に基 づき発行する一般社債等の全部について法の規定 の適用を受けることとする旨を定めたものに限 る。)であって、かつ、次項に掲げる要件に該当す るものを、一般債として社債等振替業において取 り扱う。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(新設)

(略)

(加入者との契約)

入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次 に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)~(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第13号 に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規 定する加入者に対して、当該加入者の上位機関 が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は 第81条第2項(これらの規定を法第113条、第 115条、第117条、第118条、第120条、第121 条及び第127条において準用する場合を含む。) に規定する義務の全部の履行を連帯して保証す ること。

(6) • (7) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

新

(新規記録)

第58条の13 (略)

2 (略)

3 前2項に規定する増額の記録又は記載において、第58条の8第1項第2号に規定する口座が信託口である場合は、第58条の8第1項の通知には、政令第8条(政令第16条、第17条、第19条、第21条、第23条、第26条及び第27条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第68条第3項第5号(法第113条、第115条、第117条、第118条、第120条、第124条及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

4 (略)

(振替手続)

第58条の14 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 第4項から前項までに規定する増額の記録又は 記載において、振替先口座が信託口である場合は、 第1項の振替申請には、政令第8条(政令第16 条、第17条、第19条、第21条、第23条<u>第26</u> 条及び第27条において準用する場合を含む。)の 規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内 容を含むものとし、この場合において当該信託口 を開設している振替機関等は、法第68条第3項第 5号(法第113条、第115条、第117条、第118 条、第120条<u>第124条</u>及び第127条において準 用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿 に記録又は記載する。

10 (略)

(DVP決済に係る振替記録)

第58条の21 (略)

2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、

旧

(新規記録)

第58条の13 (略)

2 (略)

3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座が信託口である場合は、第 58 条の 8 第 1 項の通知には、政令第 8 条(政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号(法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

4 (略)

(振替手続)

第58条の14 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 第4項から前項までに規定する増額の記録又は 記載において、振替先口座が信託口である場合は、 第1項の振替申請には、政令第8条(政令第16 条、第17条、第19条、第21条、第23条及び第 27条において準用する場合を含む。)の規定に基 づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含む ものとし、この場合において当該信託口を開設し ている振替機関等は、法第68条第3項第5号(法 第113条、第115条、第117条、第118条、第120 条及び第127条において準用する場合を含む。)に 規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

10 (略)

(DVP決済に係る振替記録)

第 58 条の 21 (略)

2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、

振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、 第58条の14第1項の振替申請には、政令第8条 (政令第16条、第17条、第19条、第21条、第 23条、第26条及び第27条において準用する場合 を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係 る申請の内容を含むものとし、この場合において 機構は、法第68条第3項第5号(法第113条、第 115条、第117条、第118条、第120条、第124 条及び第127条において準用する場合を含む。)に 規定する事項を振替口座簿に記録する。

(機構の超過記録に係る義務の履行に関する事項) 第60条 法第77条(法第113条、第115条、第117 条、第118条、第120条、第121条、第124条及 び第127条において準用する場合を含む。)に規定 する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加 入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄 の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超 えることとなる場合において、第1号の合計額が 第2号の発行総額を超えるときは、機構は、自己 の計算において、その超過額(第1号の合計額か ら第2号の発行総額を控除した額をいう。)に相当 する額の社債等を取得する。

(1) • (2) (略)

2 前項第1号に規定する金額は、同号に規定する 口座における増額又は減額の記録であって当該記 録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかっ たものがある場合において、法第77条(法第113 条、第115条、第117条、第118条、第120条、 第 121 条、第 124 条及び第 127 条において準用す る場合を含む。)の規定により当該記録に係る金額 の社債等を取得した者のないことが証明されたと きは、当該記録がなかったとした場合の金額とす る。

3 (略)

振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、 第58条の14第1項の振替申請には、政令第8条 (政令第16条、第17条、第19条、第21条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。) の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の 内容を含むものとし、この場合において機構は、 法第 68 条第 3 項第 5 号 (法第 113 条、第 115 条、 第117条、第118条、第120条及び第127条にお いて準用する場合を含む。)に規定する事項を振替 口座簿に記録する。

(機構の超過記録に係る義務の履行に関する事項) 第60条 法第77条(法第113条、第115条、第117 条、第118条、第120条、第121条及び第127条 において準用する場合を含む。) に規定する権利の 取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有す る当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の 発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることと なる場合において、第1号の合計額が第2号の発 行総額を超えるときは、機構は、自己の計算にお いて、その超過額(第1号の合計額から第2号の 発行総額を控除した額をいう。) に相当する額の社 債等を取得する。

(1) • (2) (略)

2 前項第1号に規定する金額は、同号に規定する 口座における増額又は減額の記録であって当該記 録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかっ たものがある場合において、法第77条(法第113 条、第115条、第117条、第118条、第120条、 第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含 む。)の規定により当該記録に係る金額の社債等を 取得した者のないことが証明されたときは、当該 記録がなかったとした場合の金額とする。

(略)

(口座管理機関の超過記録又は記載に係る義務の履 | (口座管理機関の超過記録又は記載に係る義務の履

旧

行に関する事項)

第62条 法第77条(法第113条、第115条、第117条、第118条、第120条、第121条<u>第124条</u>及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の合計額が第2号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過額(第1号の合計額から第2号の金額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

(1) • (2) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(証明書の取扱い等)

第68条の2 加入者は、法第86条第3項(法第115条、第117条、第118条及び124条において準用する場合を含む。)本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている短期社債等又は一般債について法第68条第3項各号(法第115条、第117条、第118条及び第124条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を証明した書面(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

 $2 \sim 9$ (略)

(社債等の内容の提供)

第69条 機構は、社債等の発行者から、社債等の払 込みに関する通知(当該社債等が投資信託受益権 の場合にあっては、信託設定に伴う通知)を受け 行に関する事項)

第62条 法第77条(法第113条、第115条、第117条、第118条、第120条、第121条及び第127条において準用する場合を含む。)に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の合計額が第2号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過額(第1号の合計額から第2号の金額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

(1) • (2) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(証明書の取扱い等)

第68条の2 加入者は、法第86条第3項(法第115条、第117条及び第118条において準用する場合を含む。)本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている短期社債等又は一般債について法第68条第3項各号(法第115条、第117条及び第118条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を証明した書面(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

 $2 \sim 9$ (略)

(社債等の内容の提供)

第69条 機構は、社債等の発行者から、社債等の払 込みに関する通知(当該社債等が投資信託受益権 の場合にあっては、信託設定に伴う通知)を受け 新

旧

た場合には、法第87条 (法第113条、第115条、第117条、第118条、第120条、第121条、第124 条及び第127条において準用する場合を含む。)に 基づき、規則で定める方法により、規則で定める 事項を当該社債等に関する内容として提供する。

2 (略)

(社債的受益権の場合の読み替え等)

- 第70条の3第58条の6第1項第3号、第58条の15、第58条の26第2項第4号及び第67条第3項の規定は、社債的受益権については、適用しない。
- 2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表 の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読 み替えるものとする。

読み替える	読み替えら	読み替える
規定	れる字句	<u>字句</u>
第 2 条第 19	払込日翌日	信託設定日
<u>号</u>		翌日
	利払日	配当支払日
	各社債の金	各社債的受
	<u>額</u>	益権の金額
	<u>利払</u>	配当
第 2 条第 22	払込(金銭に	信託設定
<u>号</u>	代えて金銭	
	以外の財産	
	を給付する	
	場合におけ	
	る当該金銭	
	以外の財産	
	の給付を含	
	む。以下同	
	じ。)	
第 2 条第 33	DVP決済	非DVP決
<u>号</u>	<u>及び非DV</u>	<u>済</u>

た場合には、法第87条(法第113条、第115条、 第117条、第118条、第120条、第121条及び第 127条において準用する場合を含む。)に基づき、 規則で定める方法により、規則で定める事項を当 該社債等に関する内容として提供する。

2 (略)

(新設)

		新	
		<u>P決済</u>	
		払込み等	信託設定等
	第 2 条第 37	各社債の金	各社債的受
	<u>号</u>	<u>額</u>	益権の金額
	第8条の2第	各社債の金	各社債的受
	2 項第 3 号	<u>額</u>	益権の金額
	第8条の2第	利払日	配当支払日
	2 項第 4 号ニ		
	第8条の2第	1年あたりの	配当の支払
	2 項第 5 号	利払の回数	<u>いが 1 ヶ月</u>
		が 12 回以下	ごと、3ヶ月
		であるもの	ごと、6ヶ月
			<u>ごと又は 1</u>
			年ごとの間
			隔で行われ
			<u> </u>
	第 14 条第 1	払込後	信託設定後
	<u>項</u>		
	第 26 条第 3	利払期日	配当支払期
	<u>項第1号</u>		<u>日</u>
		利払日	配当支払日
		利払の日	配当支払の
			<u>且</u>
	第 26 条第 3	<u>利金</u>	配当
	<u>項第3号</u>		
	第 26 条第 4	<u>利金</u>	配当
	<u>項</u>		
	第 58 条の 3	各社債の金	各社債的受
		<u>額</u>	益権の金額
	第 58 条の 6	各社債の金	各社債的受
l	第1項第4号	<u>額</u>	益権の金額
	第 58 条の 6	払込日	信託設定日
	第1項第5号		
	第 58 条の 6	<u>利払</u>	配当
	第1項第6号		

	新	
第 58 条の 6	利払日 (利払	配当支払日
第1項第7号	がある一般	
	債に限る。)	
第 58 条の 6	利率 (利払が	配当率
第1項第8号	ある一般債	
	に限る。次号	
	において同	
	じ。)	
第 58 条の 6	<u>利率</u>	配当率
第1項第9号		
第 58 条の 6	利金 (利払が	配当
第 1 項第 10	ある一般債	
<u>号</u>	に限る。)	
第 58 条の 6	償還金の通	償還金の通
第 1 項第 12	貨(金銭に代	<u>貨</u>
<u>号</u>	えて金銭以	
	外の財産を	
	もって償還	
	する場合に	
	は、その旨)	
第 58 条の 6	払込日	信託設定日
<u>第7項</u>		
第 58 条の 8	払込みを行	社債的受益
第1項第1号	う加入者	権の裏づけ
		資産の信託
		を行う原委
		託者 (資産の
		流動化に関
		する法律第
		224条に規定
		する原委託
		者をいう。以
		下同じ。)で
		ある加入者
	払込加入者	信託加入者
第 58 条の 8	払込加入者	信託加入者

	新	
第1項第2号		
# F0 A D 0	+1 > 1 > 7.	<i>I⇒⇒</i> ∕
第 58 条の 8	払込み	信託
第1項第3号	+/ :	/ /
第 58 条の 8 第 2 項	<u>払込日</u>	信託設定日
第 58 条の 9	DVP決済	非DVP決
第1項	DVI 次语 及び非DV	<u> </u>
N/ 1 · K	<u> P決済に区</u>	1H C 7 Do
	<u> 分する。</u>	
第 58 条の 10	<u>払込みを行</u>	原委託者と
第1号	<u> う場合</u>	して社債的
		受益権の裏
		づけ資産の
		信託を行う
		場合
第 58 条の 12	払込み	信託設定
第1項		
第 58 条の 12	払込み	信託設定
第1項第1号		
第 58 条の 30	利金	配当
第1項	利子所得課	配当所得課
	<u>税</u>	<u>税</u>
第 58 条の 30	利払期日	配当支払期
第2項		<u>日</u>
	<u>利金</u>	配当
第 58 条の 30	利金	配当
<u>第3項</u>		
第 58 条の 30	利金	配当
<u>第4項</u>		
第 58 条の 31	<u>利金</u>	<u>配当</u>
第1項		
第 67 条第 2	<u>利金</u>	配当
<u>項</u>	の支払遅延	に関して、資
	が発生した	産の流動化
	場合(社債等	に関する法

	新			
	に係る償還	律施行令第		
	金及び利金	52 条第 2 項		
	の支払いに	第 5 号に規		
	ついて猶予	定する事由		
	期間がある	が発生した		
	銘柄につい	場合には、		
	ては、当該期			
	間の満了し			
	<u>た日までに</u>			
	支払いがな			
	されなかっ			
	た場合) に			
	<u>は、</u>			
第 69 条第 1	払込みに関	信託設定に		
<u>項</u>	する通知	関する通知		
第 70 条の 2	<u>利金</u>	配当		
<u>第5項</u>				

2 附則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

1. 社債等に関する業務規程施行規則(平成15年1月10日通知)

新

(下線部分変更)

目次

第1章~第6章 (略)

第7章 雑則 (第29条-第32条)

附則 (略)

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項)

する通知事項(社債的受益権を除く。)は、次に 掲げる事項とする。

2 · 3 (略)

4 第1項第1号に規定する各発行者の負担部分及 び同項第3号に規定する事項のうち分割発行の方 法並びに第6項第1号に規定する各原委託者の負 担部分については、次条に規定する発行要項(一 般債の銘柄に関する発行条件を記載するものを いう。以下同じ。) の提出により、機構に対して 通知を行う。

5 (略)

- 6 一般債が社債的受益権である場合における規 程第58条の6第1項第13号に規定する通知事項 は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 複数の原委託者が共同して社債的受益権の 裏づけ資産を受託者に信託するときは、その旨 及び各原委託者の負担部分
 - (2) 担保権を設定する社債的受益権を発行する ときは、その旨
 - (3) 保証が付されている社債的受益権を発行す るときは、その旨及びその内容
 - (4) 責任財産限定の特約が付されている社債的 受益権を発行するときは、その旨
 - (5) 発行者の略称
 - (6) 社債的受益権の銘柄の回号
 - (7) 発行代理人
 - (8) 支払代理人

目次

第1章~第6章 (略)

第7章 雑則 (第29条-第31条)

附則 (略)

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項)

第27条の5 規程第58条の6第1項第13号に規定 | 第27条の5 規程第58条の6第1項第13号に規定 する通知事項は、次に掲げる事項とする。

ΙĦ

2 · 3 (略)

4 第1項第1号に規定する各発行者の負担部分及 び同項第3号に規定する事項のうち分割発行の方 法については、次条に規定する発行要項(一般債 の銘柄に関する発行条件を記載するものをいう。 以下同じ。) の提出により、機構に対して通知を 行う。

(略) 5

(新設)

新 旧

- (9) 発行者が利用する資金決済会社
- (10) 初回の配当支払日
- (11) 償還日直前の配当支払日における配当の有無
- (12) 配当率が変動するときは、その内容
- (13) 規程第58条の6第1項第4号及び第12号 に規定する通貨が異なる場合であって、かつ、 同号に規定する通貨が円以外であるときは、換 算に用いる為替相場
- (14) <u>償還日、繰上償還日、定時償還日又は配当</u> 支払日が規程第4条に規定する休業日又は当該 社債的受益権の銘柄の発行条件に定める海外 休日に該当するときの処理方法
- (15) 定時償還銘柄を発行するときは、その旨、 初回の定時償還の日及び各社債的受益権の金 額に対する定時償還の額
- (16) コールオプションが付されている銘柄の社 債的受益権(以下「コールオプション銘柄」と いう。)を発行するときは、その旨及びその内 容
- (17) プットオプションが付されている銘柄の社 債的受益権(以下「プットオプション銘柄」と いう。) を発行するときは、その旨及びその内 容
- (18) 機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別
- (19) 支払代理人が当該社債的受益権の償還金 (繰上償還金及び定時償還金を含む。) 又は配 当を機構加入者に配分する際に当該支払代理 人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の 社債的受益権の償還金又は配当と合算せず配 分する方法(以下「個別承認方式」という。) の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。以 下次号において同じ。)
- (20) 一通貨あたりの配当額(社債的受益権の銘 柄の発行条件に従って、1通貨単位に係る配当 計算により得られた値(小数点以下 13 位未満 の端数が生じた場合は切り捨てる。)をいう。

<u>以下</u>同じ。)

(21) 原委託者及び受託信託会社等(資産の流動 化に関する法律第 2 条第 16 項に規定する受託 信託会社等をいう。以下同じ。) の氏名又は名 称及び住所

- (22) 社債的受益権の元本持分若しくは利益持分 又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る 特定目的信託契約の定めの内容
- (23) 前号に掲げるもの以外の社債的受益権の内 容
- (24) 特定目的信託契約の期間
- (25) 受託信託会社等に対する費用の償還及び損 害の補償に関する特定目的信託契約の定めの 内容
- <u>(26)</u> 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法 及び時期
- (27) 権利の行使に関する特定目的信託契約の定 め(資産の流動化に関する法律第 2 条第 17 項 に規定する代表権利者及び同条第 18 項に規定 する特定信託管理者に係る事項を含む。) の内 容
- (28) 社債的受益権の元本の額
- (29) 社債的受益権に係る特定資産(資産の流動 化に関する法律第4条第3項第3号に規定する 従たる特定資産を除く。) の内容
- (30) 社債的受益権が資産の流動化に関する法律 第230条第1項第3号に規定する特別社債的受 益権であるときは、その旨

(社債等の内容の提供方法等)

債等の内容の提供は、政令第14条(政令第16条、 第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、 第 26 条及び第 27 条において準用する場合を含 む。)に定める方法により行う。

2 · 3 (略)

4 機構が、規程第69条の規定により、一般債(社 4 機構が、規程第69条の規定により、一般債に

(社債等の内容の提供方法等)

第 30 条 機構が、規程第 69 条の規定により行う社│第 30 条 機構が、規程第 69 条の規定により行う社 債等の内容の提供は、政令第14条(政令第16条、 第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条 及び第27条において準用する場合を含む。)に定 める方法により行う。

2 · 3 (略)

旧

<u>債的受益権を除く。</u>) について提供する事項は、 次に掲げるものをいう。

新

 $5 \sim 10$ (略)

- 11 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債 が社債的受益権である場合において、提供する事 項は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 社債的受益権の銘柄及びその略称
 - (2) ISIN コード
 - (3) 発行総額
 - (4) 各社債的受益権の金額及びその通貨
 - (5) 信託設定日
 - (6) 配当の有無
 - (7) 配当支払日
 - (8) 配当率
 - (9) 配当の通貨
 - (10) 配当率が変動するときは、その内容
 - (11) 償還日
 - (12) 償還金の通貨
 - (13) 複数の原委託者が共同して社債的受益権の 裏づけ資産を受託者に委託するときは、その旨 及び各原委託者の負担部分
 - (14) 発行代理人
 - (15) 支払代理人
 - (16) 今回の定時償還期日、各社債的受益権の金額に対する今回の定時償還の額及び現在のファクター
 - (17) 次回予定の定時償還期日、各社債的受益権 の金額に対する次回予定の定時償還の額及び 予定のファクター
 - (18) コールオプション銘柄を発行するときは、 その旨及びその内容
 - (19) <u>プットオプション銘柄を発行するときは、</u> その旨及びその内容
 - (20) 機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別
 - (21) 今回の配当支払期日及び今回の配当の一通 貨あたりの配当額(機構関与銘柄に限る。)
 - (22) 次回の配当支払期日及び次回の配当の一通

ついて提供する事項は、次に掲げるものをいう。

 $5 \sim 10$ (略)

(新設)

斯 旧

貨あたりの配当額(機構関与銘柄に限る。)

(23) <u>最終回の配当支払期日及び最終回の配当の</u> 一通貨あたりの配当額(機構関与銘柄に限る。)

- (24) 規程第67条第2項又は第28条第1項第8 号に定める事項について機構が通知を受けた ときは、資産の流動化に関する法律施行令第52 条第2項第5号に規定する事由が生じている旨
- (25) <u>原委託者及び受託信託会社等の氏名又は名</u> 称及び住所
- (26) 社債的受益権の元本持分若しくは利益持分 又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る 特定目的信託契約の定めの内容
- (27) <u>前号に掲げるもの以外の社債的受益権の内</u> <u>容</u>
- (28) 特定目的信託契約の期間
- (29) 受託信託会社等に対する費用の償還及び損 害の補償に関する特定目的信託契約の定めの 内容
- (30) 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法 及び時期
- (31) 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め(資産の流動化に関する法律第2条第17項 に規定する代表権利者及び同条第18項に規定 する特定信託管理者に係る事項を含む。)の内 容
- (32) 社債的受益権の元本の額
- (33) 社債的受益権に係る特定資産(資産の流動 化に関する法律第4条第3項第3号に規定する 従たる特定資産を除く。)の内容
- (34) 社債的受益権が資産の流動化に関する法律 第 230 条第 1 項第 3 号に規定する特別社債的受 益権であるときは、その旨

新

(社債的受益権の場合の読み替え等)

第32条 第1条第1項第6号から第9号まで、第 27条の6第2項第5号及び第27条の15第2項の 規定は、社債的受益権については、適用しない。

2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表 の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。

読み替える	読み替えら	読み替える
<u>規定</u>	<u>れる字句</u>	<u>字句</u>
<u>第1条第2項</u>	同条第 2 項	同条第 2 項
第3号	に規定する	<u>に規定する</u>
	公益信託若	公益信託若
	<u>しくは加入</u>	<u>しくは加入</u>
	者保護信託	者保護信託
	の受託者、租	の受託者又
	<u>税特別措置</u>	は所得税法
	法第4条の5	等の一部を
	第1項に規	改正する法
	定する特定	<u>律(平成 20</u>
	寄附信託の	<u>年法律第 23</u>
	受託者又は	<u>号)附則第 2</u>
	<u>所得税法等</u>	条に規定す
	の一部を改	る外国法人
	正する法律	<u>をいう。</u>
	(平成 20 年	
	法律第 23	
	<u>号)附則第 2</u>	
	条に規定す	
	る外国法人	
	<u>をいう。</u>	
<u>第1条第2項</u>	利子所得	配当所得
第4号		
第1条第2項	利付債(源泉	社債的受益
第 10 号	徴収不適用	権(源泉徴収
	分等) 次に	不適用分等)
	掲げる利付	次に掲げ

(新設)

	新	
	债(払込日、	る社債的受
	払込日翌日、	益権(信託設
	利払期日及	定日、信託設
	び利払日翌	定日翌日、配
	日以外の日	当支払期日
	に、課税分口	及び配当支
	座 (別表 2 に	<u>払日翌日以</u>
	掲げる課税	外の日に、課
	種別が課税	税分口座(別
	<u>分である区</u>	表 2 に掲げ
	分口座をい	る課税種別
	う。以下同	が課税分で
	じ。) から振	ある区分口
	り替えられ、	座をいう。以
	その振替後	下同じ。) か
	に利払期日	ら振り替え
	が到来して	られ、その振
	いないもの	替後に配当
	<u>を除く。) を</u>	支払期日が
	<u>いう。</u>	到来してい
		ないものを
		除く。) をい
		<u>う。</u>
第1条第2項	利付債	社債的受益
第 10 号イ		<u>権</u>
第1条第2項	利付債	社債的受益
第 10 号口		<u>権</u>
	利払日	配当支払日
	<u>利金</u>	配当_
第1条第2項	租税特別措	租税特別措
第 10 号ハ	置法第 5 条	置法第 5 条
	の2第1項又	の3第1項又
	は第 5 項後	は第 3 項後
	段及び同法	段の規定
	第5条の3第	
	1 項又は第 3	
	項後段の規	

	新		Iβ
	<u>定</u>		
	利付債	社債的受益	
		権	
第 27 条の 6	払込日	信託設定日	
第1項第2号			
第 27 条の 6	<u>利率</u>	配当率	
第2項第1号			
第 27 条の 6	会社が合同	複数の原委	
第2項第4号	して発行す	託者が共同	
	<u>ること。</u>	して裏づけ	
		資産を受託	
		者に信託す	
		<u>ること。</u>	
第 27 条の 7	<u>利率</u>	配当率	
<u>第1号</u>			
第 27 条の 7	利払期日	配当支払期	
<u>第2号</u>		旦	
	第 27 条の 5	第 27 条の 5	
	第 1 項第 16	第 6 項第 14	
	<u>号</u>	<u>号</u>	
第 27 条の 7	第 27 条の 5	第 27 条の 5	
第 3 号	第 1 項第 17	第 6 項第 15	
	<u>号</u>	<u>号</u>	
第 27 条の 7	第 27 条の 5	第 27 条の 5	
<u>第 4 号</u>	第 1 項第 18	第 6 項第 16	
	<u>号</u>	<u>号</u>	
第 27 条の 7	第 27 条の 5	第 27 条の 5	
<u>第5号</u>	第 1 項第 19	第 6 項第 17	
	<u>号</u>	<u>号</u>	
第 27 条の 7	第 27 条の 5	第 27 条の 5	
<u>第6号</u>	第 1 項第 20	第 6 項第 18	
	<u>号</u>	<u>号</u>	
第 27 条の 7	第 27 条の 5	第 27 条の 5	
<u>第7号</u>	第 1 項第 21	第 6 項第 19	
	<u>号</u>	<u>号</u>	
第 27 条の 7	第 27 条の 5	第 27 条の 5	

		新	
第	8 号	第 1 項第 22	第 6 項第 20
		<u>号</u>	<u>号</u>
		一通貨あた	一通貨あた
		りの利子額	りの配当額
第	27 条の 9	払込日	信託設定日
第	1項		
第:	27条の12	払込日	信託設定日
第 2	27条の14	利払期日	配当支払期
			<u>日</u>
第2	27条の23	払込日、払込	信託設定日、
第]	1項第1号	日翌日、利払	信託設定日
		期日及び利	翌日、配当支
		<u>払日翌日</u>	払期日及び
			配当支払日
			翌日
第2	27条の36	利払期日	配当支払期
第	1項		<u>日</u>
第2	27条の36	<u>利金</u>	配当
第]	1項第5号		
第:	27条の36	利払期日	配当支払期
第:	2項		<u>日</u>
第:	27条の37	利払期日	配当支払期
第	1項		<u>日</u>
第:	27条の37	利払期日	配当支払期
第	4項		<u>日</u>
第:	27条の38	利金	配当
第	1項	利払期日	配当支払期
			<u>日</u>
第:	27条の38	利金	配当
第]	1項第1号	元利金請求	償還金及び
		内容情報	配当請求内
			容情報
第:	27条の38	利金	配当
第]	1項第1号		
<u>1</u>			
第:	27条の38	<u>利金</u>	配当

		新			旧	
	第1項第1号					
	<u>+</u>					
	第 27 条の 38	<u>利金</u>	配当			
	第1項第2号					
	第27条の38	元利金請求	償還金及び			
	第2項	内容情報	配当請求内			
			容情報			
	第 27 条の 39	<u>利金</u>	配当			
	<u>第1項第5号</u>					
	第27条の40	<u>利金</u>	配当			
	第27条の40	一通貨あた	一通貨あた			
	<u>第1号</u>	りの利子額	りの配当額			
	第27条の40	一通貨あた	一通貨あた			
	<u>第2号</u>	りの利子額	りの配当額			
	第27条の40	一通貨あた	一通貨あた			
	<u>第3号</u>	りの利子額	りの配当額			
	第27条の41	<u>利金</u>	配当			
	第1項					
	第27条の41	<u>利金</u>	配当			
	第6項					
	第27条の41	<u>利金</u>	配当			
	第9項					
	第 28 条第 1		資産の流動			
	<u>項第8号</u>	る期限の利	化に関する			
		益の喪失	法律施行令			
			第 52 条第 2			
			<u>項第 5 号に</u>			
			規定する事			
	もり 	けて巨八旦歯	由の発生	即主の	松供 テキバナス ブハロ 市	
) 		ける区分口座 別紙(新)参照	<i>(</i>)	別表 2	機構における区分口座 (別紙(旧)参照)	
		四州人 人材厂 多炽	<i>()</i>		(刀以M) (III) 参照()	
見任	表 5 税区分一	<u> </u>		別表 5	税区分一覧表	
73/1/2		見忍 別紙(新)参照	()	7774 U	(別紙(旧)参照)	
		7 1/15/ (VIXI) 35.11/L	×/		(WARK (THA SAWA)	

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

機構における区分口座

I. 短期社債等

口座区分	区分口座				
口座区方	口座名称	コード			
	保有口	00~19			
自己口	体行口	40~49			
	信託口	20~39			
	質権口	9 8			
	信託口	9 9			
顧客口	顧客口	60~89			

Ⅱ.一般債

(1) 一般債(社債的受益権を除く。)

	区分口座										
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード						
			源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44						
	保有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19 45~49						
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第13 条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 0						
	(1)	益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しくは外国政府等である信託又は租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5						
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1						
自己口	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利 付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者 とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利 払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始 するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の 日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利 付債	2 6						
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 2						
	(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる 者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7						
	信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 3						
	(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8						
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4						
	(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9						
	質権口		源泉徴収不適用分等 課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債 利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	98						
	<i>1==-</i> -		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9						
	信託口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7						
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	60~64 70~74						

			債等及び国際機関債	80~84
		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	65~69 75~79 85~89
非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第5項後段及 び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受け	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)及び 国際機関債	9 0
	る一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	9 1

(2) 社債的受益権

	区分口座						
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する社債的受益権	課税種別	各課税種別に記録する社債的受益権	ローエ		
自己口	/P + D		源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	00~04 10~14 40~44		
	保有口		課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	05~09 15~19 45~49		
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 0		
	(1)	益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しく は外国政府等である信託の信託財産に属する社債的受益権	課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 5		
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者とみな	源泉徵収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しく は同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託 財産に属する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間 が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)	2 1		
	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する社債的受益権(当該受益者又は当該受益 者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属 する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当 の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以 前であるものに限る。)	課税分	所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権(今回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)並びに信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	2 6		
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 2		
	(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する社債的受益権	課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 7		
	信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 2 項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	2 3		

				課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	2 8
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する社債 的受益権(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口	源泉徴収不適用分等		2 4
		(5)	(4) の欄に掲げるものを除く。)	課税分	社債的受益権	2 9
	FF	 権口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	9 8
	貝	惟山		課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	9 6
		信託口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	9 9
		1511		課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	9 7
	顧客口		当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債		社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日	60~64
			的受益権(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し	70~74
					ていないものを除く。)	80~84
	/#5-6				信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課	65~69
				課税分	税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的	75~79
顧客口					受益権	85~89
限七口	# E /·	主者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債 的受益権のうち租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項 後段の規定の適用を受ける社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日 以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来し ていないものを除く。)	9 0
	ット/凸 I:	ᄄᇽᇴᆸ		課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的 受益権	9 1

Ⅲ 投資信託受益権

口城区人	区分口座			
口座区分	口座名称	コード		
	保有口	00~19		
	体行口	40~49		
自己口	信託口	20~39		
	質権口	9 8		
	信託口	9 9		
顧客口	顧客口	60~89		

機構における区分口座

I. 短期社債等

口体区人	区分口座		
口座区分	口座名称	コード	
	保有口	00~19	
	体有口	40~49	
自己口	信託口	20~39	
	質権口	9 8	
	信託口	9 9	
顧客口	顧客口	60~89	

Ⅱ.一般債

	区分口座						
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード		
	/2 ± 0		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44		
	保有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19 45~49		
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第 13 条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 0		
	(1)	益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しく は外国政府等である信託又は租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5		
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1		
自己口	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利 付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者 とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利 払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始 するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の 日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利 付債	2 6		
	信託口	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 2		
	(3)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7		
	信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第 2 項に担定する信託の信託財産に属する一般债	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 3		
	(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8		
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4		
	(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9		
	質権口		源泉徴収不適用分等 課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債 利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	98		
	<i> ==</i>		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9		
	信託口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7		
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	60~64 70~74 80~84		

		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	65~69 75~79 85~89
非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第5項後段及 び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受け	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)及び 国際機関債	9 0
	る一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	9 1

Ⅲ 投資信託受益権

口城区人	区分口座			
口座区分	口座名称	コード		
	保有口	00~19		
	体行口	40~49		
自己口	信託口	20~39		
	質権口	9 8		
	信託口	9 9		
顧客口	顧客口	60~89		

税区分一覧表

税区分コード	税区分		税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)		_	_
10	分離課税		15%	課税分口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。以下同じ。)
				に記録又は記載されている一般債
20	総合課税		15%	II .
30	非課税法人及び源泉徴収不適用		0%	源泉徴収不適用分等口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)
				に記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産(投資信託)		0%	信託口(3)に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産(年金信託)		0%	信託口(4)に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税(マル優)		0%	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)		0%	II .
60	財形貯蓄非課税		0% <u>%1</u>	II .
70	非居住者		0%	II .
71	非居住者		10%	II .
72	非居住者		12%	II .
73	非居住者		12.5%	II .
74	非居住者		15%	II .
75	非居住者		25%	II .
90	非課税法人及び源泉徴収不適	総合課税分又は	15% <u>%2</u>	
		非居住者分		II .
91	用、又は非居住者(わかち分)	非課税分	0%	
92	マル優分離課税が		15%	"
93	(わかち分) 非課税分		0%	"
94	特別マル優	分離課税分	15%	"
95	(わかち分)	非課税分	0%	"

^{※1} 社債的受益権の配当については、財形貯蓄非課税の対象外となるため、税区分コード 60 は使用しない。

^{※2} 非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、租税条約に基づく軽減税率を適用する。<u>また、社債的受益権</u>の配当について、税区分コード 70 から 75 までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分コード 90、91 を使用して、全期間、当<u>該税率で申告を行う。</u>

税区分一覧表

税区分コード	税区分		税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)		1	_
10	分離課税		15%	課税分口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。以下同じ。) に記録又は記載されている一般債
20	総合課税		15%	II .
30	非課税法人及び源泉徴収不適用		0%	源泉徴収不適用分等口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。) に記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産(投資信託)		0%	信託口(3)に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産(年金信託)		0%	信託口(4)に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税(マル優)		0%	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)		0%	II .
60	財形貯蓄非課税		0%	II .
70	非居住者		0%	II .
71	非居住者		10%	II .
72	非居住者		12%	II .
73	非居住者		12.5%	II .
74	非居住者		15%	II .
75	非居住者		25%	II .
90	非課税法人及び源泉徴収不適	総合課税分又は	15%*	
	用、又は非居住者(わかち分)	非居住者分		II .
91		非課税分	0%	
92	マル優 分離課税分		15%	"
93	(わかち分) 非課税分		0%	
94	特別マル優	分離課税分	15%	"
95	(わかち分) 非課税分		0%	"

[※]非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、租税条約に基づく軽減税率を適用する。